

熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、私立学校施設の近代化・高度化を推進し教育条件の向上及び耐震性の改善等による安全性の確保を図るため、高等学校、中学校及び幼稚園を設置する学校法人(以下「学校法人」という。)に対し、毎年度予算の範囲内において私立学校施設整備利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 この要項において、「施設整備資金」とは、学校法人が日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)又は社団法人熊本県私学教育振興会(以下「振興会」という。)から借り入れた次表の資金(1校(園)当たりの資金の額が、事業団からの借り入れの場合、5億円を超えるときは5億円を超える部分を除き、振興会からの借り入れの場合、1億円を超えるときは1億円を超える部分を除く。)のうち知事が認めたものとする。

貸付金の種類		借入目的	借入金額
事業団	一般施設費	校(園)舎の新築、増築、改築(財団法人私学研修福祉会から補助を受けているものを除く。)、改修、補修	金銭消費貸借契約1件当たり 2千万円以上
	特別施設費	1 寄宿舍・合宿所の新築、増築、改築、改修、補修 2 障害者の利用のための施設の改修	
	公害対策費	学校(幼稚園)施設に係るアスベスト除去等対策工事(撤去・囲い込み・封じ込め)	金銭消費貸借契約1件当たり 高校 300万以上 中学・幼稚園 200万以上
振興会	施設整備費	学校の施設の整備	金銭消費貸借契約1件当たり 2千万円以上
	公害対策費	学校(幼稚園)施設に係るアスベスト除去等対策工事(撤去・囲い込み・封じ込め)	金銭消費貸借契約1件当たり 高校・中学 200万以上

2 利子補給金の交付の対象経費は、施設整備資金に係る利子(延滞利子を除く。)のうち学校法人が当該年度に支払った額とする。

( 利子補給金の額 )

第 3 条 利子補給金の額は、対象経費のうち施設整備資金に係る金銭消費貸借契約で定める利率（以下「借入利率」という。）から 1.5 パーセントを差し引いた率に相当する額とする。ただし、借入利率が 3% を超える場合は、1.5 パーセントに相当する額とし、借入利率が 1.5% 未満の場合は、利子補給金は交付しないものとする。

( 利子補給金の交付期間 )

第 4 条 利子補給金の交付の対象期間は、借入日の属する年度の 4 月 1 日を起算日として 10 年を経過した日又は学校法人が事業団又は振興会に対して償還を完了する日のうちいずれか早い日までとする。

( 利子補給金の交付申請 )

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 規則第 3 条第 2 項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業団又は振興会と締結した金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 資金借入に係る元利償還年次表
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第 1 項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は、1 部とする。

( 決定の通知 )

第 6 条 規則第 6 条の規定による交付決定の通知は、交付決定通知書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

( 実績報告 )

第 7 条 規則第 13 条の実績報告は、次に掲げる書類を添えて別記第 3 号様式により行うものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 利子の支払を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告に係る書類の提出期限は、利子補給金の交付決定のあった年度の 3 月 31 日（当該日が熊本県の休日を定める条例（平成元年条例第 10 号）第 1 条に規定する県の休日にあたる場合にあっては、当該日前において、その日に最も近い同条に規定する県の休日ではない日）とし、その提出部数は 1 部とする。

( 利子補給金の額の確定 )

第 8 条 規則第 14 条の規定による交付確定の通知は、交付確定通知書（別記第 4 号様式）により行うものとする。

( 利子補給金の請求 )

第9条 規則第16条第1項の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第10条 規則第23条に規定する別に定める期間は、第4条の交付期間の最終年度終了後5年とする。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成13年1月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年8月12日から施行し、平成15年4月1日から適用する。ただし、振興会からの借り入れについては、平成15年4月1日以降新規に借り入れた資金を対象とする。

附 則

この要項は、平成17年12月28日から施行し、平成18年1月4日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年1月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

設置者 住所  
氏名 印

平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金交付申請書

平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金交付要項第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

交付申請額 金 円

（内 訳）

学 校 名	補助金額（円）
合 計	

（添付書類）

- 1 利子補給金申請の内容（別紙様式）
- 2 日本私立学校振興・共済事業団又は社団法人熊本県私学教育振興会と締結した金銭消費貸借契約書の写し
- 3 資金借入に係る元利償還年次表

別紙様式

利子補給金申請の内容

(単位：円)

融資機関名			
整備施設名			
整備の種類			
借入額			
償還期間			
契約締結年月日	平成 年 月 日		
	元 金	利 子	合 計
償還総額			
前年度末までの 償還累計額			
本年度償還額			
補助基本額			
補助所要額			

(注) 交付申請額及び補助所要額については、千円未満の端数は切り捨てること。

別記第2号様式（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金交付決定  
通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

（内 訳）

学 校 名	補助金額（円）
合 計	

別記第3号様式（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

設置者 住所  
氏名 印

平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき平成  
年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金に係る事業を実施したので熊本県  
補助金等交付規則第13条及び熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金交付要  
項第7条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書（様式）
- 2 利子の支払を証する書類（銀行振込依頼書等）

別記第4号様式(第8条関係)

第 号  
平成 年 月 日

(申請者名) 様

熊本県知事

平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金交付確定  
通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度熊本県  
私立学校施設整備借入金利子補給金については、熊本県補助金等交付規則第14条  
の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 交付決定額 金 円



別記第5号様式（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

設置者 住所  
氏名 印

平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった平成 年度熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

（内訳）

学 校 名	補助金額（円）
合 計	

様式

熊本県私立学校施設整備借入金利子補給金事業実績書

(単位：円)

区 分	事業費 (うち私立学校振興・共済事業団、又は社団法人熊本県私学教育振興会からの借入金)	左の内訳(経費内訳)
施設整備関係  1  2		
合 計		

(注) 千円未満の端数は切り捨てること。